

高島市体育協会加盟団体規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、高島市体育協会規約（以下「規約」という。）第5条により、加盟団体に関する事項を定めた本規程を制定する。

(加盟団体)

第2条 加盟団体とは、規約第5条の団体をいう。

第2章 組織

(加盟競技団体の組織)

第3条 規約第5条（1）の規程による加盟団体は別表1に定める。

(加盟地域体育振興会の組織)

第4条 規約第5条（2）の規定による加盟団体は別表2に定める。

(学校体育連盟の組織)

第5条 規約第5条（3）の規定による加盟団体は別表3に定める。

(総合型地域スポーツクラブの組織)

第6条 規約第5条（4）の規定による加盟団体は別表4に定める。

(その他の団体の組織)

第7条 規約第5条（5）の規定による加盟団体は、高島市統括団体として適当なる組織を有しなければならない。

第2章 権限

(本会評議員候補者の推薦)

第8条 加盟団体は、本会評議員会に各団体1名を評議員候補者として、その団体の代表者から推薦することができる。

2 本会会長は、必要と認めた場合、加盟団体代表者会議を招集する。

3 本会会長は、必要と認めた場合、事務連絡の会議を招集する。

第3章 義務

(報告および届出義務)

第9条 加盟団体は、毎年事業年度開始1か月前から開始後1か月の間に、当該年度の事業計画書および収支予算書、役員名簿を本会に提出しなければならない。

2 加盟団体は、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に、当該年度の事業報告書を提出しなければならない。

3 加盟団体は、次の事項について適時本会に届け出なければならない。

(1) 競技団体にあっては登録人数

(2) 加盟団体の開催および参加する公式競技会の開催日程および結果。

(3) 加盟団体は本会に対し、役員ならびに規約等すでに本会に提出してある書類に

変更のあった場合には、速やかにその旨を本会に届け出なければならない。

(会費)

第10条 加盟団体は、規約第5条に規定する会費を毎年6月末までに納入しなければならない。

2 前項の会費の額は別表5のとおりとする。

第4章 加盟および脱退

(加盟)

第11条 規約第6条により新たに本会の加盟団体になろうとする団体は、その代表者により次の書類を本会会長に提出し、本会理事会および評議員会の承認を受けなければならない。

(1) 加盟申請書(競技団体名称、代表者名、事務所所在地、連絡先等)

(2) 規約

(3) 役員表

(4) 前年度事業概要書、当該年度事業予定表および当該年度予算書

2 加盟の承認を受けた団体は、直ちに第10条に規定する会費を納入しなければならない。

3 加盟の承認を受けた団体は、第8条の規程により評議員候補者を推薦することができる。

(脱退)

第12条 規約第6条により加盟団体が脱退しようとする場合は次の書類を提出し、理事会および評議員会の承認を得なければならない。

(1) 脱退届

(2) 脱退理由書

2 加盟団体が前条および規約第6条(3)により脱退した場合は、すでに納付した会費、負担金、参加費、支払経費等理由の如何を問わず返還しない。

また、脱退前に支払の義務が生じた金額は直ちに納付しなければならない。

付則

1. 本規程は、平成24年4月1日より施行する。

別表1 規約第5条(1)の規程による加盟団体

1	高島市陸上競技協会	13	高島市剣道連盟
2	高島市軟式野球連盟	14	高島卓球協会
3	高島市ソフトテニス協会	15	高島市ウエイトリフティング協会
4	高島市柔道協会	16	高島市空手道連盟
5	高島市バスケットボール協会	17	高島市サッカー協会
6	高島市銃剣道連盟	18	高島市硬式テニス協議会
7	高島市バレーボール協会	19	高島市ゲートボール連絡協議会
8	高島市ソフトボール協会	20	高島市ゴルフ協会
9	高島市スキー協会	21	高島市グラウンドゴルフ協会
10	高島市ハンドボール協会	22	高島市少林寺拳法連盟
11	高島市バドミントン協会	23	高島市クレール射撃協会
12	高島市ボウリング協会	24	高島市太極拳連盟
		25	高島市ボート協会

別表2 規約第5条(2)の規程による加盟団体

1	マキノ地域体育振興会	4	安曇川地域体育振興会
2	今津地域体育振興会	5	高島地域体育振興会
3	朽木地域体育振興会	6	新旭地域体育振興会

別表3 規約第5条(3)の規程による加盟団体

1	滋賀県小学校体育連盟高島支部
2	滋賀県中学校体育連盟高島支部

別表4 規約第5条(4)の規程による加盟団体

1	新旭スポーツクラブ
2	いまづジョイナスクラブ
3	エンジョイマキノ
4	T S C

別表5 加盟団体会費

加盟種別	会費算出基礎
競技団体 総合型SC	前年度10月末時点の登録人員(指導者、競技者、役員等) 基本額 10,000円 人員割額 100名を超過した分1名につき50円増
地域体育振興会	基本額 10,000円 人員割額:なし
学校体育関係団体	基本額 10,000円 人員割額:なし

